

三原燃 第21-0470号
令和3年10月19日

原子力規制委員会 殿

茨城県那 川622番地1
三菱原 賢
代表 日

核燃料物質の加工施設の変更に関する設計
及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和3年2月25日付け原規規発第2102254号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書(令和3年8月23日付け三原燃第21-0331号にて軽微な変更届出)について、別紙のとおり軽微な変更をしたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第五項の規定に基づき届け出ます。

別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱原子燃料株式会社
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1
代表者の氏名 代表取締役社長 梅田 賢治

2. 変更に係る加工施設の概要

化学処理施設の建物・構築物及び設備・機器
成形施設の設備・機器
被覆施設の設備・機器
組立施設の設備・機器
核燃料物質の貯蔵施設の設備・機器
放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び設備・機器
その他の加工施設の建物・構築物及び設備・機器

3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第一項の

認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和3年2月25日

認可番号 原規規発第2102254号

4. 変更の内容

- (1) 材料に係る表記について、添付1に示すとおりとする。
- (2) 材料に係る表記について、添付2に示すとおりとする。
- (3) 材料に係る表記について、添付3に示すとおりとする。

5. 変更の理由

- (1) 本変更の理由は、材料に係る記載内容を適正化するためである。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。

- (2) 本変更の理由は、材料に係る記載内容を適正化するためである。なお、スラット材の明確化及び角棒に関する加工方法の記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。
- (3) 本変更の理由は、材料に係る記載内容を適正化するためである。なお、角棒に関する加工方法の記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更該当する。

添付 1

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表水建一3 建築物の各部位の仕様表(工組棟組立工場) (1/3)

は認可済みのものを示す(認可済みの図番号は四次申請の図番号を示す)

仕様	部	水建一3 工組棟組立工場	
		1階	2階
建築物の各部位の仕様表(工組棟組立工場) (1/3)	基礎	基礎工組立鋼骨鉄筋コンクリート造	基礎工組立鋼骨鉄筋コンクリート造
		基礎工組立鋼骨鉄筋コンクリート造	基礎工組立鋼骨鉄筋コンクリート造
	1階	耐力壁(1階)との接合部	耐力壁(1階)との接合部
		耐力壁(1階)との接合部	耐力壁(1階)との接合部
	2階	耐力壁(2階)との接合部	耐力壁(2階)との接合部
		耐力壁(2階)との接合部	耐力壁(2階)との接合部
	3階	耐力壁(3階)との接合部	耐力壁(3階)との接合部
		耐力壁(3階)との接合部	耐力壁(3階)との接合部
	4階	耐力壁(4階)との接合部	耐力壁(4階)との接合部
		耐力壁(4階)との接合部	耐力壁(4階)との接合部
	5階	耐力壁(5階)との接合部	耐力壁(5階)との接合部
		耐力壁(5階)との接合部	耐力壁(5階)との接合部
6階	耐力壁(6階)との接合部	耐力壁(6階)との接合部	
	耐力壁(6階)との接合部	耐力壁(6階)との接合部	

1078

変更後

表水建一3 建築物の各部位の仕様表(工組棟組立工場) (1/3)

は認可済みのものを示す(認可済みの図番号は四次申請の図番号を示す)

仕様	部	水建一3 工組棟組立工場	
		1階	2階
建築物の各部位の仕様表(工組棟組立工場) (1/3)	基礎	基礎工組立鋼骨鉄筋コンクリート造	基礎工組立鋼骨鉄筋コンクリート造
		基礎工組立鋼骨鉄筋コンクリート造	基礎工組立鋼骨鉄筋コンクリート造
	1階	耐力壁(1階)との接合部	耐力壁(1階)との接合部
		耐力壁(1階)との接合部	耐力壁(1階)との接合部
	2階	耐力壁(2階)との接合部	耐力壁(2階)との接合部
		耐力壁(2階)との接合部	耐力壁(2階)との接合部
	3階	耐力壁(3階)との接合部	耐力壁(3階)との接合部
		耐力壁(3階)との接合部	耐力壁(3階)との接合部
	4階	耐力壁(4階)との接合部	耐力壁(4階)との接合部
		耐力壁(4階)との接合部	耐力壁(4階)との接合部
	5階	耐力壁(5階)との接合部	耐力壁(5階)との接合部
		耐力壁(5階)との接合部	耐力壁(5階)との接合部
6階	耐力壁(6階)との接合部	耐力壁(6階)との接合部	
	耐力壁(6階)との接合部	耐力壁(6階)との接合部	

1078

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため、なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表ト建-2-1 付風建物第1棟兼物処理所 主要な構造材の仕様表(2/4)

項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能及び耐疲労性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様 耐震性能 向上	(1) 本体 6-a. 柱脚補強 鉄骨：[] 6-b. 柱脚部削打ち補強 鉄骨：[] 6-c. 柱脚部削打ち補強 鉄骨：[] 6-d. 柱脚部削打ち補強 鉄骨：[] 6-e. 床裏面ブレース追加 鉄骨：[] 6-f. 柱補強 鉄骨：[] 6-g. 柱梁仕口部補強 鉄骨：[] 6-h. 柱脚部接合補強 鉄骨：[]	(1) 本体 6-a. 図1-建-1-9~12 6-b. 図1-建-1-9, 11 6-c. 図1-建-1-9~ 10, 12, 16 6-d. 図1-建-1-7, 9, 11 6-e. 図1-建-1-8, 15 6-f. 図1-建-1-7, 10 6-g. 図1-建-1-7~ 10, 12, 16 6-h. 図1-建-1-6, 9~ 12, 16 (参考) 図1-建-1-2(1/3)~ (3/3) 添付説明書-巻2
	(1) 本体 6-1. 外壁サイディング補強 外壁下地材：[] 鉄骨：[] 6-k. 鋼板新設 鋼板：[] 6-l. シヤッタ新設 鋼材：[] (鋼材は、シヤッタ向かい下のレールの部材、縦材は、 シヤッタのストラット部を示す) 6-m. 鉄扉補強 鉄扉補強材	(1) 本体 6-1. 図1-建-1-2, 4, 6~14, 15 6-k. 図1-建-1-6, 9~ 12 6-l. 図1-建-1-1, 4 6-m. 図1-建-1-6, 7, 図1-建-1-7-1 図1-建-1-1, 4 (参考) 図1-建-1-2(1/3)~ (3/3) 添付説明書-巻3
	(1) 本体 6-1. 間仕切り壁更新 下地材：[] 石膏ボード：[]	(1) 本体 6-1. 図1-建-1-1 (参考) 図1-建-1-2(1/3) 添付説明書-巻6

1669

変更後

表ト建-2-1 付風建物第1棟兼物処理所 主要な構造材の仕様表(2/4)

項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能及び耐疲労性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様 耐震性能 向上	(1) 本体 6-a. 柱脚補強 鉄骨：[] 6-b. 柱脚部削打ち補強 鉄骨：[] 6-c. 柱脚部削打ち補強 鉄骨：[] 6-d. 柱脚部削打ち補強 鉄骨：[] 6-e. 床裏面ブレース追加 鉄骨：[] 6-f. 柱補強 鉄骨：[] 6-g. 柱梁仕口部補強 鉄骨：[] 6-h. 柱脚部接合補強 鉄骨：[]	(1) 本体 6-a. 図1-建-1-9~12 6-b. 図1-建-1-9, 11 6-c. 図1-建-1-9~ 10, 12, 16 6-d. 図1-建-1-7, 9, 11 6-e. 図1-建-1-8, 15 6-f. 図1-建-1-7, 10 6-g. 図1-建-1-7~ 10, 12, 16 6-h. 図1-建-1-6, 9~ 12, 16 (参考) 図1-建-1-2(1/3)~ (3/3) 添付説明書-巻2
	(1) 本体 6-1. 外壁サイディング補強 外壁下地材：[] 鉄骨：[] 6-k. 鋼板新設 鋼板：[] 6-l. シヤッタ新設 鋼材：[] (鋼材は、シヤッタ向かい下のレールの部材、縦材は、 シヤッタのストラット部を示す) 6-m. 鉄扉補強 鉄扉補強材	(1) 本体 6-1. 図1-建-1-2, 4, 6~14, 15 6-k. 図1-建-1-6, 9~ 12 6-l. 図1-建-1-1, 4 6-m. 図1-建-1-6, 7, 図1-建-1-7-1 図1-建-1-1, 4 (参考) 図1-建-1-2(1/3)~ (3/3) 添付説明書-巻3
	(1) 本体 6-1. 間仕切り壁更新 下地材：[] 石膏ボード：[]	(1) 本体 6-1. 図1-建-1-1 (参考) 図1-建-1-2(1/3) 添付説明書-巻6

1669

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

表1-建-2-4 付風建物第3廃棄物倉庫 主要な構造材の仕様表(1/2)

建物の種類	(1)付風建物第3廃棄物倉庫 ①第3廃棄物倉庫 構造: 壁: 屋根: 基礎: 支持方法: 地盤: ②第3廃棄物倉庫床 構造: 支持方法: 地盤:
主要な構造材	(1)付風建物第3廃棄物倉庫 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋: ・コンクリート: 既設基礎梁、既存床: ②鉄骨: ③外壁: サイディング: ④屋根: ⑤床: ⑥柱: 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度: 杭先端径座:

(参考)
添付説明書-建2
添付説明書-建3

耐震性能及び剛性性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能向上	(1)本体 9-a.外壁更新 外壁: 外壁下地材: 鉄骨: 吹付耐火被覆材: 9-b.鉄筋補強 鉄筋補強材: 9-c.シヤッタ交換 鋼材: (補材は、シヤッタ四辺サイズのレールの部材、板厚は、シヤッタのスタップ幅を示す) 9-d.折板被覆材補強 折板: 鉄骨:	(1)本体 9-a.図ト建-4-6、8、11~12、14~17 9-b.図ト建-4-4、6、8 9-c.図ト建-4-4、6、8 9-d.図ト建-4-7-8、13 (参考) 図ト建-4-1(1/2)~(2/2) 添付説明書-建2 添付説明書-建3

1079

表1-建-2-4 付風建物第3廃棄物倉庫 主要な構造材の仕様表(1/2)

建物の種類	(1)付風建物第3廃棄物倉庫 ①第3廃棄物倉庫 構造: 壁: 屋根: 基礎: 支持方法: 地盤: ②第3廃棄物倉庫床 構造: 支持方法: 地盤:
主要な構造材	(1)付風建物第3廃棄物倉庫 ①鉄筋コンクリート ・鉄筋: ・コンクリート: 既設基礎梁、既存床: ②鉄骨: ③外壁: サイディング: ④屋根: ⑤床: ⑥柱: 杭長さ: 杭径寸法: 杭先端深度: 杭先端径座:

(参考)
添付説明書-建2
添付説明書-建3

耐震性能及び剛性性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能向上	(1)本体 9-a.外壁更新 外壁: 外壁下地材: 鉄骨: 吹付耐火被覆材: 9-b.鉄筋補強 鉄筋補強材: 9-c.シヤッタ交換 鋼材: (補材は、シヤッタ四辺サイズのレールの部材、板厚は、シヤッタのスタップ幅を示す) 9-d.折板被覆材補強 折板: 鉄骨:	(1)本体 9-a.図ト建-4-6、8、11~12、14~17 9-b.図ト建-4-4、6、8 9-c.図ト建-4-4、6、8 9-d.図ト建-4-7-8、13 (参考) 図ト建-4-1(1/2)~(2/2) 添付説明書-建2 添付説明書-建3

1079

変更理由
材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表卜建-3-3 建物の各部位の仕様表 (付属建物第3廃棄物倉庫) (1/1)

建設 番号	部位	材質	主な寸法(mm)	厚さ、高	図番号	工事 区分	標準仕様	
							東側	北側
1003	東側	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	(1)通り	(1)通り
							(2)廃棄物倉庫と屋外との境界	(2)廃棄物倉庫と屋外との境界
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
							(1)通り部	(1)通り部
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
1003	南側	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	(1)通り	(1)通り
							(2)廃棄物倉庫と屋外との境界	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
							(1)通り部	(1)通り部
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
1003	西側	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	(1)通り	(1)通り
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
							(1)通り部	(1)通り部
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
1003	北側	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	(1)通り	(1)通り
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
							(1)通り部	(1)通り部
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
1003	東側	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	(1)通り	(1)通り
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
							(1)通り部	(1)通り部
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)

変更後

表卜建-3-3 建物の各部位の仕様表 (付属建物第3廃棄物倉庫) (1/1)

建設 番号	部位	材質	主な寸法(mm)	厚さ、高	図番号	工事 区分	標準仕様	
							東側	北側
1003	東側	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	(1)通り	(1)通り
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
							(1)通り部	(1)通り部
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
1003	南側	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	(1)通り	(1)通り
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
							(1)通り部	(1)通り部
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
1003	西側	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	(1)通り	(1)通り
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
							(1)通り部	(1)通り部
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
1003	北側	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	(1)通り	(1)通り
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
							(1)通り部	(1)通り部
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
1003	東側	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	鋼骨	(1)通り	(1)通り
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)
							(1)通り部	(1)通り部
							(2)雑音防止施設部	(2)雑音防止施設部
							(A-B通り部)	(A-B通り部)

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表ト建-3-4 建物の各部位の仕様表 (付属建築物染染率・分析率) (2/2)

は認可済みのものを示す。(認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

部位	場所	仕様		
		材料	寸法(単位)	
躯体	1階	基礎	基礎(1) 柱上土留り部 RC造 RC造 RC造 RC造	基礎(1) 柱上土留り部 RC造 RC造 RC造 RC造
			柱	柱造部・各階の管理区域間の柱 RC造 RC造 RC造 RC造
		梁		梁造部・各階の管理区域間の梁 RC造 RC造 RC造 RC造
			床	床造部・各階の管理区域間の床 RC造 RC造 RC造 RC造
		屋根		屋根 RC造 RC造 RC造 RC造
			外壁	外壁 RC造 RC造 RC造 RC造
		内装		内装 RC造 RC造 RC造 RC造
			天井	天井 RC造 RC造 RC造 RC造
		その他		その他 RC造 RC造 RC造 RC造

表ト建-3-4 建物の各部位の仕様表 (付属建築物染染率・分析率) (2/2)

は認可済みのものを示す。(認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

部位	場所	仕様		
		材料	寸法(単位)	
躯体	1階	基礎	基礎(1) 柱上土留り部 RC造 RC造 RC造 RC造	基礎(1) 柱上土留り部 RC造 RC造 RC造 RC造
			柱	柱造部・各階の管理区域間の柱 RC造 RC造 RC造 RC造
		梁		梁造部・各階の管理区域間の梁 RC造 RC造 RC造 RC造
			床	床造部・各階の管理区域間の床 RC造 RC造 RC造 RC造
		屋根		屋根 RC造 RC造 RC造 RC造
			外壁	外壁 RC造 RC造 RC造 RC造
		内装		内装 RC造 RC造 RC造 RC造
			天井	天井 RC造 RC造 RC造 RC造
		その他		その他 RC造 RC造 RC造 RC造

1695

1695

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

名	称	図	番
工場棟、放射線管理棟、付属建物	建具表	図4建-3-3	1



建具表

2329

変更後

名	称	図	番
工場棟、放射線管理棟、付属建物	建具表	図4建-3-3	1



建具表

2329

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

付属建物 第1廃棄物処理所	1階 平面図	名
付属建物	図 下層-1-1	図
第1廃棄物処理所		備

2377

変更後

付属建物 第1廃棄物処理所	1階 平面図	名
付属建物	図 下層-1-1	図
第1廃棄物処理所		備

2377

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

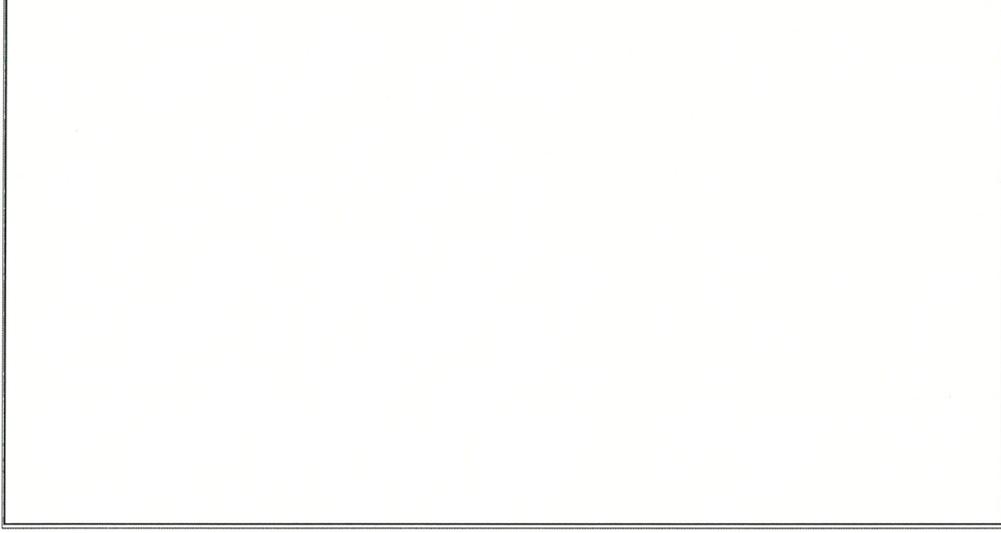
変更前(令和3年2月25日付 原規規発第 2102254 号にて認可)

名	付属建物 第3陸軍倉庫
号	鉄扉、シャッター配置、建具表及び補強要図
図	付属建物 図ラ建-4-4
巻	第3陸軍倉庫



2125

変更後



名	付属建物 第3陸軍倉庫
号	鉄扉、シャッター配置、建具表及び補強要図
図	付属建物 図ラ建-4-4
巻	第3陸軍倉庫



2125

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第 2102254 号にて認可)

変更後

変更理由

<p>1724</p>		<p>1724</p>	
<p>1724</p>	<p>1724</p>	<p>1724</p>	<p>1724</p>

<p>1724</p>		<p>1724</p>	
<p>1724</p>	<p>1724</p>	<p>1724</p>	<p>1724</p>

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

表-11 建物の各階の存在する突合構造(工場機械工場) (7/7)

12階階からのみを示す(認可済みの階番号は階番号を省略)

階	階名	12階階からのみを示す(認可済みの階番号は階番号を省略)			
		突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
12	12階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
11	11階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
10	10階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
9	9階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
8	8階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
7	7階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
6	6階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
5	5階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
4	4階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
3	3階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
2	2階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
1	1階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法

表-11 建物の各階の存在する突合構造(工場機械工場) (7/7)

12階階からのみを示す(認可済みの階番号は階番号を省略)

階	階名	12階階からのみを示す(認可済みの階番号は階番号を省略)			
		突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
12	12階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
11	11階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
10	10階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
9	9階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
8	8階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
7	7階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
6	6階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
5	5階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
4	4階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
3	3階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
2	2階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法
1	1階	突合構造の種類	突合構造の位置	突合構造の形状	突合構造の寸法

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由
<p>* サイディングは熱伝導に優れた鉄鋼材で構成されていることから、外側ガルバリウム鋼板と内側の[]は均一に昇温すること、壁面温度の評価式には建物壁の面積あたりの熱容量c_vを使用していることから、[]と[]の合計からの壁単位面積当たりの質量$100kg/m^2$を加算対象として適用した。ロックウール吹付の熱容量は考慮しない事とし、保守的に評価した。</p> <p>鉄原、シャック[]、屋根[]、ガラリ部[](出典：建築火災のメカニズムと火災安全設計(自重(長期荷重)に対して変形が認められない温度(許容鋼材温度)) Exp. J [] (出典：ステンレス協会 IP)</p> <p>※ Exp. Jの止水シートについては、閉じ込め性能を維持することを確認した。</p> <p>(3)-2 敷地外の火災</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地外のタンクローリーの火災は、敷地内の火災と同様に評価し判定する。 当社敷地の東側に隣接するニュークリア・デベロップメント株式会社の火災源(危険物屋外タンク貯蔵所)に最も近い当社加工施設の建物は、事業許可のとおりに第1廃棄物処理所であり、火災源との距離は109mである。 本申請範囲の建物と敷地外の火災源の距離は109m以上であり、外壁温度が許容温度になる危険距離が109mより小さいことを確認する。 <p>(3)-3 敷地内の爆発</p> <ul style="list-style-type: none"> 爆発源と対象建物①～⑥との間に影響を遮る障壁がある場合は、爆発の影響が及ばないものとする。 爆発源と建物との最短距離を、隣隔距離として評価する。 危険限界距離$X(m)$と隣隔距離$L(m)$を比較し、危険限界距離<隣隔距離であることを確認する。 事業許可別添付-18で、主に廃棄物を取り扱う①-A シリング洗浄棟、②-A 第1廃棄物処理所、③第2廃棄物処理所の爆発に対する評価は、リスクが小さいことから、危険限界距離の代わりに保安距離*、第一種設備距離**を適用した。廃棄物の搬出入をする、①-B シリング洗浄棟前室、②-B 第1廃棄物処理所前室についても、リスクが小さいことから、危険限界距離の代わりに保安距離、第一種設備距離を適用する。 保安距離：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定められている、周囲にある保安物件に対しての隣隔距離 ** 第一種設備距離：一般高圧ガス保安規則に定められている、第一種保安物件に対しての隣隔距離 	<p>* サイディングは熱伝導に優れた鉄鋼材で構成されていることから、外側ガルバリウム鋼板と内側の[]は均一に昇温すること、壁面温度の評価式には建物壁の面積あたりの熱容量c_vを使用していることから、[]と[]の合計からの壁単位面積当たりの質量$100kg/m^2$を加算対象として適用した。ロックウール吹付の熱容量は考慮しない事とし、保守的に評価した。</p> <p>鉄原、シャック[]、屋根[]、ガラリ部[](出典：建築火災のメカニズムと火災安全設計(自重(長期荷重)に対して変形が認められない温度(許容鋼材温度)) Exp. J [] (出典：ステンレス協会 IP)</p> <p>※ Exp. Jの止水シートについては、閉じ込め性能を維持することを確認した。</p> <p>(3)-2 敷地外の火災</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地外のタンクローリーの火災は、敷地内の火災と同様に評価し判定する。 当社敷地の東側に隣接するニュークリア・デベロップメント株式会社の火災源(危険物屋外タンク貯蔵所)に最も近い当社加工施設の建物は、事業許可のとおりに第1廃棄物処理所であり、火災源との距離は109mである。 本申請範囲の建物と敷地外の火災源の距離は109m以上であり、外壁温度が許容温度になる危険距離が109mより小さいことを確認する。 <p>(3)-3 敷地内の爆発</p> <ul style="list-style-type: none"> 爆発源と対象建物①～⑥との間に影響を遮る障壁がある場合は、爆発の影響が及ばないものとする。 爆発源と建物との最短距離を、隣隔距離として評価する。 危険限界距離$X(m)$と隣隔距離$L(m)$を比較し、危険限界距離<隣隔距離であることを確認する。 事業許可別添付-18で、主に廃棄物を取り扱う①-A シリング洗浄棟、②-A 第1廃棄物処理所、③第2廃棄物処理所の爆発に対する評価は、リスクが小さいことから、危険限界距離の代わりに保安距離*、第一種設備距離**を適用した。廃棄物の搬出入をする、①-B シリング洗浄棟前室、②-B 第1廃棄物処理所前室についても、リスクが小さいことから、危険限界距離の代わりに保安距離、第一種設備距離を適用する。 保安距離：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定められている、周囲にある保安物件に対しての隣隔距離 ** 第一種設備距離：一般高圧ガス保安規則に定められている、第一種保安物件に対しての隣隔距離 	<p>材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

添付 2

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第 2102254 号にて認可)

表ト建-2-1 付風建物第1廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(1/1)

工事番号及び工事名称	区分	符号*	部材寸法	材質
6-a. 柱脚補強	新設	—	鉄筋 あと施工アンカー あと施工アンカー 鋼板	
6-b. 鉄骨ブレース新設	新設	NB1	鉄骨	
6-c. 鉄骨ブレース交換	既設	NB1A	鉄骨	
6-d. 鉄骨梁交換補強	新設	NBr-1	鉄骨	
		NBr-2	鉄骨	
		NBr-3	鉄骨	
		NBr-4	鉄骨	
		NBr-5	鉄骨	
		NBr-6	鉄骨	
		NBr-11	鉄骨	
		NBr-12	鉄骨	
6-e. 屋根面ブレース追加	既設	—	鉄骨	
		—	鉄骨	
		—	鉄骨	
6-f. 柱補強	新設	NBCT	鉄骨	
6-g. 柱梁仕口部補強	新設	—	鉄骨	
6-h. 柱脚部接合補強	新設	—	鉄骨	
6-i. 間仕切り壁更新	新設	—	下地材	
6-j. 外壁サイディング補強	新設	—	ガルバリウム鋼板 外壁下地材	
		NG1R	鉄骨	
		NP1	鉄骨	
		NP2	鉄骨	
		NP3	鉄骨	
		NP4	鉄骨	
		NP5	鉄骨	
		NI01	鉄骨	
		NI02	鉄骨	
		NI03	鉄骨	
		NI04	鉄骨	
		NI05	鉄骨	
		NC01	鉄骨	
6-k. 鋼板新設	新設	—	鋼板	
6-l. シヤッタ新設	新設	—	鋼材	
		—	鋼材は、シヤッタ西サイドのレベルの部材、板厚は、シヤッタのスラット部を示す	
6-m. 鉄筋補強	新設	—	鉄筋補強材	

*: 図面の符号を示す
(参考)
添付説明書一建2
添付説明書一建3

1671

変更後

表ト建-2-1 付風建物第1廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(1/1)

工事番号及び工事名称	区分	符号*	部材寸法	材質
6-a. 柱脚補強	新設	—	鉄筋 あと施工アンカー あと施工アンカー 鋼板	
6-b. 鉄骨ブレース新設	新設	NB1	鉄骨	
6-c. 鉄骨ブレース交換	既設	NB1A	鉄骨	
6-d. 鉄骨梁交換補強	新設	NBr-1	鉄骨	
		NBr-2	鉄骨	
		NBr-3	鉄骨	
		NBr-4	鉄骨	
		NBr-5	鉄骨	
		NBr-6	鉄骨	
		NBr-11	鉄骨	
		NBr-12	鉄骨	
6-e. 屋根面ブレース追加	既設	—	鉄骨	
		—	鉄骨	
		—	鉄骨	
6-f. 柱補強	新設	NBCT	鉄骨	
6-g. 柱梁仕口部補強	新設	—	鉄骨	
6-h. 柱脚部接合補強	新設	—	鉄骨	
6-i. 間仕切り壁更新	新設	—	下地材	
6-j. 外壁サイディング補強	新設	—	ガルバリウム鋼板 外壁下地材	
		NG1R	鉄骨	
		NP1	鉄骨	
		NP2	鉄骨	
		NP3	鉄骨	
		NP4	鉄骨	
		NP5	鉄骨	
		NI01	鉄骨	
		NI02	鉄骨	
		NI03	鉄骨	
		NI04	鉄骨	
		NI05	鉄骨	
		NC01	鉄骨	
6-k. 鋼板新設	新設	—	鋼板	
6-l. シヤッタ新設	新設	—	鋼材	
		—	鋼材は、シヤッタ西サイドのレベルの部材、板厚は、シヤッタのスラット部を示す	
6-m. 鉄筋補強	新設	—	鉄筋補強材	

*: 図面の符号を示す
(参考)
添付説明書一建2
添付説明書一建3

1671

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化及び角棒に関する加工方法の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第 2102254 号にて認可)

表1.建-2-4 付属建物第3棟薬物倉庫 主要な構造材の仕様表(2/2)

主要な部材寸法及び材質		部材寸法		材質
工事番号及び工事名称	区分	符号*	部材寸法	材質
9-a. 外壁更新	新設	—	外壁下部材： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	[]
		—	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
9-b. 鉄部補強	新設	—	鉄部補強材	[]
9-c. シャック更新	新設	—	鋼材：	[]
9-d. 折板張替え補強	新設	—	ガルバリウム鋼板： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	[]
		—	鉄骨： 平鋼： 鉄骨： 鉄骨：	
9-a. 外壁更新	新設	—	外壁下部材： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	[]
		—	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
9-b. 鉄部補強	新設	—	鉄部補強材	[]
9-c. シャック更新	新設	—	鋼材：	[]
9-d. 折板張替え補強	新設	—	ガルバリウム鋼板： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	[]
		—	鉄骨： 平鋼： 鉄骨： 鉄骨：	

*：図面の符号を示す
(参考)
添付説明書—建2
添付説明書—建3

1680

変更後

表1.建-2-4 付属建物第3棟薬物倉庫 主要な構造材の仕様表(2/2)

主要な部材寸法及び材質		部材寸法		材質
工事番号及び工事名称	区分	符号*	部材寸法	材質
9-a. 外壁更新	新設	—	外壁下部材： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	[]
		—	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
9-b. 鉄部補強	新設	—	鉄部補強材	[]
9-c. シャック更新	新設	—	シャックレール部： シャックスワット部： 鉄骨：	[]
		—	ガルバリウム鋼板： 鉄骨：	
9-a. 外壁更新	新設	—	外壁下部材： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	[]
		—	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
9-b. 鉄部補強	新設	—	鉄部補強材	[]
9-c. シャック更新	新設	—	鋼材：	[]
9-d. 折板張替え補強	新設	—	ガルバリウム鋼板： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	[]
		—	鉄骨： 平鋼： 鉄骨： 鉄骨：	

*：図面の符号を示す
(参考)
添付説明書—建2
添付説明書—建3

1680

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、スラット材の明確化及び角棒に関する加工方法の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

添付 3

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第 2102254 号にて認可)

表イ建-2-1 付属建物シリングダ流浄棟 主要な構造材の仕様表(5/5)

主要な部材寸法及び材質		主要な部材寸法及び材質		
工事番号及び工事名称	区分	符号*	部材寸法	材質
1-a. 外壁更新	新設	—	ガルバリウム鋼板:	[]
		NGR	外壁下地材:	
		NSP1	鉄骨:	
1-b. 鉄扉新設	新設	—	鉄骨:	[]
		NSP2	鉄骨:	
1-c. 鉄扉及びシャッター補強	新設	—	鋼板:	[]
		—	鉄扉補強材	

*: 図面の符号を示す
(参考)
添付説明書一建2
添付説明書一建3

179

変更後

表イ建-2-1 付属建物シリングダ流浄棟 主要な構造材の仕様表(5/5)

主要な部材寸法及び材質		主要な部材寸法及び材質		
工事番号及び工事名称	区分	符号*	部材寸法	材質
1-a. 外壁更新	新設	—	ガルバリウム鋼板:	[]
		NGR	外壁下地材:	
		NSP1	鉄骨:	
1-b. 鉄扉新設	新設	—	鉄骨:	[]
		NSP2	鉄骨:	
1-c. 鉄扉及びシャッター補強	新設	—	鋼板:	[]
		—	鉄扉補強材	

*: 図面の符号を示す
(参考)
添付説明書一建2
添付説明書一建3

179

変更理由
材料に係る記載内容を適正化するため。なお、角棒に関する加工方法の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第 210254 号にて認可)

表へ建-2-1 付属建物原料貯蔵所 主要な構造材の仕様表(3/3)

主要な部材寸法及び材質		主要な部材寸法及び材質	
工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
4-a. 東側外壁の壁新設補強	新設	鉄筋： あと施工アンカー： あと施工アンカー：	
4-b. 西側外壁の壁新設補強	新設	鉄筋： 鉄筋： あと施工アンカー： あと施工アンカー：	
4-c. 鉄筋新設	新設	鋼板：	
4-d. 鉄筋補強	新設	鉄筋補強材	

(参考)

添付説明書一建 2
添付説明書一建 3

1218

変更後

表へ建-2-1 付属建物原料貯蔵所 主要な構造材の仕様表(3/3)

主要な部材寸法及び材質		主要な部材寸法及び材質	
工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
4-a. 東側外壁の壁新設補強	新設	鉄筋： 鉄筋： あと施工アンカー： あと施工アンカー：	
4-b. 西側外壁の壁新設補強	新設	鉄筋： 鉄筋： あと施工アンカー： あと施工アンカー：	
4-c. 鉄筋新設	新設	鋼板：	
4-d. 鉄筋補強	新設	鉄筋補強材	

(参考)

添付説明書一建 2
添付説明書一建 3

1218

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、角棒に関する加工方法の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線開い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線開いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表1建-2-3 付属建物第2廃棄物処理所 主要な構造物の仕様表(5/5)

主要な部材寸法及び材質			主要な構造物の仕様表(5/5)		
工事番号及び工事名称	区分	符号*	部材寸法	部材寸法	材質
8-a. 柱梁柱口部補強	新設	—	鋼板:		
	既設	—	鉄骨: 鉄骨:		
8-b. 外部階段移設	新設	—	鋼板: 鉄骨:		
	新設	—	下地材:		
8-d. エキスパンションジョイント改造	新設	—	鋼板: 止水シート:		
	新設	—	鋼板:		
8-f. 外壁サイディング補強	新設	—	ガルバリウム鋼板: 外壁下地材:		
	—	NGIR			
	—	NC1			
	—	NC2			
	—	NP1			
	—	NP2			
	—	NP3			
	—	NP4			
	—	NG1			
	—	NB1			
	—	NG1			
	—	NG2			
	—	NG3			
	—	NG4			
—	NG4				
—	NBr1				
8-g. 鉄扉新設	新設	—	鋼板:		
8-h. 鉄扉補強	新設	—	鉄扉補強材		
	新設	—	ガルバリウム鋼板: 鉄骨:		

*: 図面の符号を示す
(参考)
添付説明書一建2
添付説明書一建3

1678

変更後

表1建-2-3 付属建物第2廃棄物処理所 主要な構造物の仕様表(5/5)

主要な部材寸法及び材質			主要な構造物の仕様表(5/5)		
工事番号及び工事名称	区分	符号*	部材寸法	部材寸法	材質
8-a. 柱梁柱口部補強	新設	—	鋼板:		
	既設	—	鉄骨: 鉄骨:		
8-b. 外部階段移設	新設	—	鋼板: 鉄骨:		
	新設	—	下地材:		
8-d. エキスパンションジョイント改造	新設	—	鋼板: 止水シート:		
	新設	—	鋼板:		
8-f. 外壁サイディング補強	新設	—	ガルバリウム鋼板: 外壁下地材:		
	—	NGIR			
	—	NC1			
	—	NC2			
	—	NP1			
	—	NP2			
	—	NP3			
	—	NP4			
	—	NG1			
	—	NB1			
	—	NG1			
	—	NG2			
	—	NG3			
	—	NG4			
—	NG4				
—	NBr1				
8-g. 鉄扉新設	新設	—	鋼板:		
8-h. 鉄扉補強	新設	—	鉄扉補強材		
	新設	—	ガルバリウム鋼板: 鉄骨:		

*: 図面の符号を示す
(参考)
添付説明書一建2
添付説明書一建3

1678

変更理由

材料に係る記載内容を適正化するため。なお、角棒に關する加工方法の記載の追加であり、適合性評価への影響はなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。